

千葉経済大学において教員免許状の取得を希望する皆様へ

こども性暴力防止法施行に伴う実習の取り扱いについて

令和6年6月に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（通称「こども性暴力防止法」）が成立し、この法律の施行（令和8年12月25日を予定）に伴い、本学における教育実習の扱いが以下のとおりになります。

- ①教育実習を行う前に、実習を履修する学生に対して、法に基づく犯罪事実の確認が行われる可能性があります。この手続を通じて特定性犯罪前科が確認された学生については、児童対象性暴力等のおそれがあると判断され、児童等に接する実習を行うことはできなくなります。
- ②教育実習を行うことができない場合は、原則として教員養成課程を修了して大学等を卒業することにより得られる教員免許状の取得要件を満たすことができません。

【参考】

制度の詳細はこちらをご覧ください。

- こども家庭庁 HP「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>